

宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金

【募集案内】

秋の観光シーズン以降、観光客の一層の増加に伴い、観光業界の担い手不足が更に深刻化することが見込まれており、特に深刻な状況にある宿泊・飲食事業者に対し、求人サイト等への掲載支援を行います

■ 補助対象者

1 次の(1)、(2)のいずれかを営業する中小企業等

(大企業、みなし大企業を除く)

(1) 宿泊施設

京都市内の旅館業法(昭和23年法律第138号)許可施設(旅館、ホテル、簡易宿所)

又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)届出施設

(2) 飲食店

京都市内の食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている飲食店で、かつ日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店

<中小企業等とは>

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者であって、法人格を有する法人又は事業を営む個人

2 補助対象者は、「京都観光モラル推進宣言事業者」の認定を受けている者とする。なお、認定を受けていない場合は、「京都観光行動基準(京都観光モラル)」の趣旨に賛同し、「京都観光モラル推進宣言事業者」の認定を目指すことに同意する者とする。

<京都観光モラルとは>

京都市及び公益社団法人京都市観光協会では、京都観光に関わる全ての皆様が、お互いを尊重しながら持続可能な京都観光をともに創りあげていくことを目指し、令和2年11月に「京都観光行動基準(京都観光モラル)」を策定しました。宿泊施設及び飲食店を営業される皆様には、同基準に基づき、地域への貢献など、市民生活と観光の調和につながる取組の実践をお願いします。

京都観光モラル特設サイト内の申請用ページ

<https://www.moral.kyokanko.or.jp/推進宣言事業者>

検索 京都市 観光モラル



<以下に該当する事業者は申請できません>

- ・京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- ・飲食店のうち、次に掲げる施設を営む者
 - 〔キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、サロン、ホストクラブ、ディスコ、
出会い系喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、結婚式場〕
- ・営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ・公益社団法人京都市観光協会会長(以下「会長」という。)が補助金を交付するにあたり、公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

■ 補助対象事業

求人サイト及び求人情報誌に求人情報を掲載する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの

※申請は1中小企業等につき1回限りです

(求人サイト)

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に2週間以上の掲載期間を含むもの

(求人情報誌等)

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に発行されるもの

求人サイト及び求人情報誌の例

イーアイデム、しごと情報アイデム、タウンワーク、バイトル、はたらこねっと、マイナビバイト、リクナビ、リビング京都、その他求人情報誌 等

■ 補助対象経費

補助対象事業に係る求人情報掲載費

■ 補助率・補助額

1中小企業等につき、対象補助経費額の4/5以内の額(最大5万円)

※千円未満端数があるときは切捨て

※補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含みません

※他の補助金との併給はできません

■ 申請受付期間

令和5年10月2日(月)～令和5年11月2日(木) 【郵送の場合は消印有効】

■ 申請について

ステップ1 申請フォームからの申請又は書類の郵送

申請受付期間内(令和5年10月2日(月)～令和5年11月2日(木))に、次のいずれかの方法で申請ください。

<申請方法1: 申請フォームからの申請>

交付申請者向けウェブページ(京都市観光協会)

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20231002/> (2次元コード)



<申請方法2: 書類郵送による申請>

上記ウェブページ(京都市観光協会)から補助金交付申請書をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、郵送ください。郵送先は、末尾の交付申請書郵送先までお願いします。

※【添付書類】いずれの申請方法でも、以下を御用意いただき、添付ください。

「許可証(旅館業法)」、「住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理について(通知)」又は

「営業許可証(食品衛生法・飲食店営業)」の写し<写真可>

※その他、必要に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。

※交付決定・不交付決定の通知前に事業を開始される場合は、補助対象となる内容かどうか十分確認いただいたうえで、事業を開始してください。

ステップ2 交付等の通知

申請期間の締切後(11月3日以降)、提出された申請内容を審査のうえ、補助金の交付又は不交付の決定について、京都市観光協会から通知します。

※補助金の申請状況により、交付又は不交付の決定通知が遅れることがあります。その場合、その旨の通知をいたします。

ステップ3 事業の実施(求人サイト等への求人情報掲載)

(求人サイト等)

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に2週間以上の掲載期間を含むもの

(求人情報誌等)

令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に発行されるもの

※交付申請時点で既に掲載しているものも、補助条件を満たせば対象となります

ステップ4 実績報告書兼交付請求書の提出

事業実施後、速やかに次のいずれかの方法で報告・提出ください。

(最終期限:令和6年2月9日(金))

<報告方法1 : 報告フォームからの報告>

交付申請者向けウェブページ(京都市観光協会)

<https://www.kyokanko.or.jp/news/20231002/> (2次元コード)



<報告方法2 : 書類郵送による報告>

上記ウェブページ(京都市観光協会)から実績報告書兼交付請求書をダウンロードいただき必要事項を記入の上、郵送ください。郵送先は、末尾の交付申請書郵送先までお願いします。

※【添付書類】いずれの方法でも、以下を御用意いただき、添付ください。

①補助対象経費の領収書その他支出を証する書類

(領収書、振込明細書又は通帳の写しのいずれか)

②実績を確認できる書類等

(掲載期間及び掲載プランがわかるもの(納品書、請求書等)。ただし①領収書その他支出を証する書類で実績が分かれば添付不要)

③実績を確認できる写真等(求人サイト・求人情報誌上での公開画面等)

④預金通帳の写し等、口座番号及び口座名義(フリガナ含む)が確認できる資料

・口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など)

・法人の場合は会社名義の口座を、個人事業主の場合は申請者名義のものを添付してください。

※その他、必要に応じて別途資料の提出をお願いする場合があります。

※資料に不備があった場合、資料修正等の手続きに時間を要する場合があります。

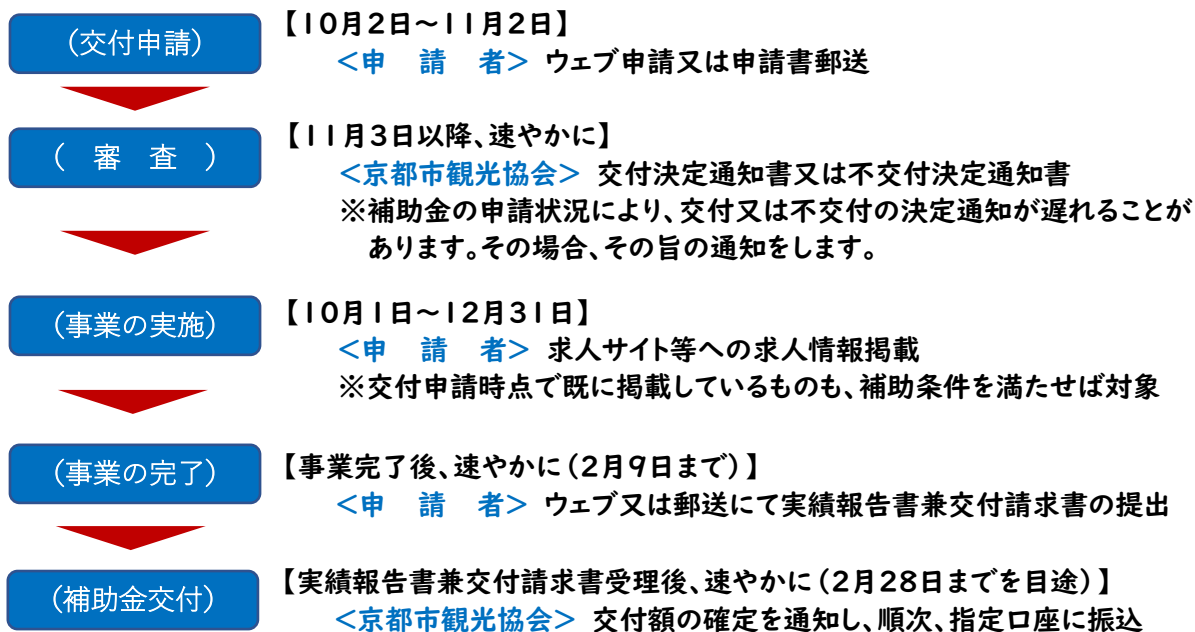
事業終了後は、添付書類がそろい次第、できるだけ速やかに提出してください。

ステップ5 補助金の交付

提出された実績報告書兼交付請求書の内容を審査のうえ、交付する補助金額を確定し、通知した後、指定口座に振り込みます。

※交付決定を通知した事業でも、実施内容が交付申請の内容から大きく変更され、補助対象となくなったりした場合や、実績報告書兼交付請求書及び添付書類の不備が解消されない場合などは補助金の支払いができませんので、ご注意ください。

(参考) 申請から補助金支払までの流れ



提出・問合せ先

「宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金」事務局
〒604-8005 京都市中京区河原町通二条下ルーエ船入町 384 番地
ヤサカ河原町ビル 8 階 公益社団法人 京都市観光協会内
電話：050-3528-5195 (受付時間9時から17時まで(土日祝日を除く))

※本事務局は(公財)京都文化交流コンベンションビューローとも連携して運営しています